

## 米国における関係会社間の 株式譲渡に係る税務

鈴木孝一

はじめに

株主が、所有する株式を第三者に譲渡する場合、その株式が資本資産であれば、利得はキャピタルゲインになる。しかし、株主（譲渡者）が、譲渡される会社（発行会社）と取得する会社（取得会社）の双方を支配している場合には、その株式の譲渡による利得は、単純にはキャピタルゲインにならない。なぜなら、内国歳入法第 304 条（以下 §304 と略記する。）で、関係会社等の株式譲渡を取得会社による株式の償還とみなす規定が存在するからである。

この規定は、主として、株主がキャピタルゲイン課税による税率で、取得会社の累積利益（earnings and profits, 以下 E&P という）を引き出すことを阻止しようとするものである。したがって、この規定の適用は、個人株主が株式を譲渡して、普通所得として課税される配当金よりも税率の低いキャピタルゲイン課税を受けようとする場合によく適合する。しかし、法人株主の場合は、すすんでこの規定の適用を受けようとする別の動機が存在する。法人株主は受取配当金について配当金の控除を受けることができるため、一般にはキャピタルゲイン課税よりも配当金課税を受けた方が有利である。そのため、法人株主は、実質的には株式の譲渡または交

換となる取引に、意図的に§304を適用して有利な配当金課税を受けようとする<sup>(1)</sup>。

§304の適用により、株式の譲渡が株式の償還とみなされる場合、その償還が§302(a)の株式の交換となるか、あるいは§301の分配となるかによって税務上の取扱いは異なる。前者の場合には、株主は償還により受け取った金額と償還された株式の税務基礎額との差額を利得として認識するので、株式を譲渡した時の課税と変わりがない。しかし、後者の場合には、分配を受けた金額がまずは配当とみなされるので、取引の形式とは著しく異なった課税を受けることになる。

本稿は、1997年改正税法(Taxpayer Relief Act of 1997,以下1997年改正法という。)で大幅に改正された後者の取り扱いを、具体的な計算例によって明らかにするものである。§304の取引のタイプには、兄弟会社間の株式譲渡と、親会社株式の子会社への譲渡があるので、本稿でも取引をこの2つに区分して論述する。なお、設例で使用する当事者を、以下のアルファベットで示すことにする。

- A: 譲渡会社
- B: 発行会社
- C: 取得会社

## I. 株式の償還とみなされる株式譲渡

1以上の者が、2つの会社のそれぞれを支配しており、そのうちの1つの会社が他の会社の株式を、それを支配する者から取得する場合には、その株式との交換に支払われた資産(property)は取得会社の株式の償還による分配とみなされる(§304(a)(1))。この資産には、金銭、有価証券、その他の資産が含まれるが、取得会社の株式及びその株式を取得する権利は除かれる(§317(a))。

## 米国における関係会社間の株式譲渡に係る税務

この分配が §301 の分配（配当一筆者注）とみなされる場合には、譲渡者と取得会社は次のように取り扱われる（§304(a)(1)）。

(i) 取得会社が取得した株式は、譲渡者によって、§351 の適用がある取引（非課税の現物出資一筆者注）で、取得会社の株式との交換に、取得会社に譲渡されたものとみなす。

(ii) 次に、取得会社はその取引で発行したとみなされる株式を償還したものとみなす。

これを、兄弟会社間における横方向への株式譲渡（lateral stock sales）という<sup>(2)</sup>。

また、一方の会社が他方の会社の株主から、他方の会社の株式を取得し、かつ、発行会社（譲渡される株式を発行した会社、すなわち取得される他方の会社一筆者注）が取得法人を支配している場合には、当該資産は発行会社の株式の償還で分配されたものとみなす（§304(a)(2)）。

これを、親会社株式の子会社への下位方向への株式譲渡（downstream stock sales）という<sup>(3)</sup>。

以下、両者の株式譲渡に共通する支配要件と分配要件及び税務基礎価額の減額について説明する。

### ① 支配要件

§304 の適用上、支配とは、1) すべての種類の議決権株式の総議決権の 50%以上か、または 2) すべての種類の株式の価値総額の 50%以上を所有する株式の所有権をいう（§304(c)(1)）。1 以上の者がこの定義に従い、ある会社を支配し、次いでその会社が他の会社を同様に支配している場合には、当該他の会社も 1 以上の者によって支配されているとみなされる（§304(c)(1)）。

また、ある者によって（またはある者のために）会社の株式の価値の 50%以上が、直接・間接に所有されている場合には、当該会社はある者によって（またはある者のために）直接・間接に所有されている株式を所有

しているものとみなす (§318(a)(3)(C))。ただし、この §318 のみなし所有ルールの適用に際しては、50%に代えて5%の所有割合が適用される (§304(c)(3)(B)(ii))。みなし所有ルールの適用により、譲渡会社は取得会社の株式を実際に所有する必要はない<sup>(4)</sup>。

なお、連結納税グループのメンバー間における株式の譲渡には §304 の適用はない (§1.1502-80(b))<sup>(5)</sup>。

## ② 分配要件

償還が次に掲げる §302(b) の要件のいずれか1つを満たせば、その償還は株式の交換となり、キャピタルゲインの課税を受ける (§302(a))。

(1) 償還が本質的に配当と同じでない。

(2) 分配が株主について実質的に不均等である。

これは、償還直後に、株主がすべての種類の議決権株式の総議決権の50%未満を所有しており、償還直後に所有する議決権株式の所有割合が、償還直前におけるその所有割合の80%未満であることをいう。

(3) 償還が株主によって所有されている全部の株式の完全清算で行われる。

(4) 分配が法人以外の株主によって所有されている株式の部分清算における償還で行われる。

なお、この判定は取得会社が所有する発行会社の持分についてではなく、譲渡会社が所有する発行会社の持分について行う (§304(b)(1))。

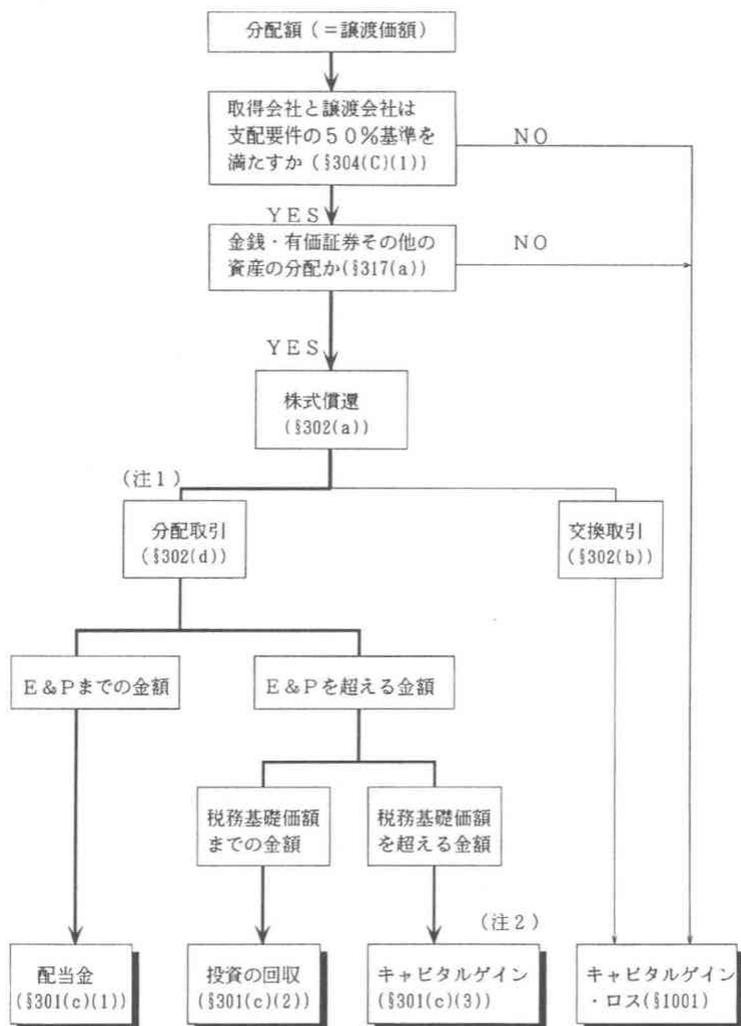
償還が上記 §302(b) のいずれにも該当しないときは、資産の分配とみなされ (§302(d))、譲渡会社が受け取った譲渡収入は、§301 により次のように取り扱われる。

(1) E&P までの金額は配当金である (§301(c)(1))。

(2) E&P を超える分配額のうち、償還する会社の株式の税務基礎価額までを減額する (§301(c)(2))。

(3) 上記 (2) を超える分配額は株式の交換による利得である (§301

図表 1 §304 取引における分配額の所得区分



(注1) 太線が本稿で分析の対象とする取引である。

(注2) キャピタルロスの取扱いは本稿の分析の範囲外である<sup>(6)</sup>。

(c)(3))。

§304 の適用により株式の譲渡が償還による分配とみなされる場合には、その分配はほとんどがこの §301 の分配に該当する<sup>(7)</sup>。この場合、(1) の配当は、まず取得会社の E&P まで、それを超える場合は発行会社の E&P を限度になされたものとして扱われる (§304(b)(2))。

§304 とこれに関連する内国歳入法の適用関係を図解すると前頁のようになる。

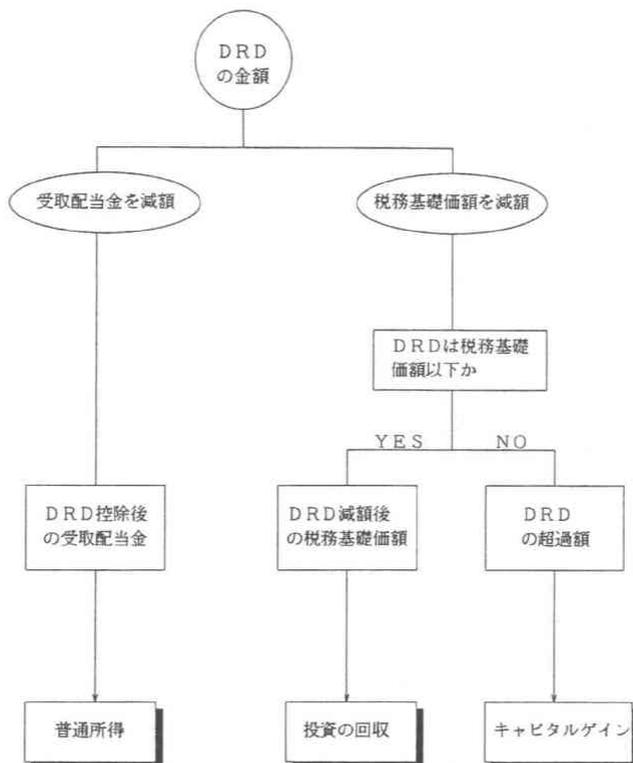
### ③ 税務基礎価額の減額

譲渡会社は、受け取った配当金について §243 の適用により受取配当金の控除 (dividends received deduction, 以下 DRD と略記する。) を受けることができるため、受け取った譲渡収入の大部分は非課税となる<sup>(8)</sup>。

また、譲渡会社が取得したとみなされる取得会社の株式の税務基礎価額は、譲渡した発行会社の税務基礎価額と同額になる (§358(a)(1))<sup>(9)</sup>。しかし、償還で配当金とみなされた額は、株式の所有期間にかかわらず §1059(a) が適用される特別配当金 (extraordinary dividends)<sup>(10)</sup> になる (§1059(e)(1)(A))。したがって、譲渡会社は DRD の金額を、取得したとみなされる取得会社の株式の税務基礎価額から減額しなければならない (§1059(a)(1))。この場合、減額すべき株式の税務基礎価額は、償還された株式の税務基礎価額を限度とする (§§1059(a)(1), 1059(e)(1)(A)(iii))。DRD の金額がその株式の税務基礎価額を超過する場合には、譲渡会社はその超過額を特別配当金を受け取った課税年度のキャピタルゲインとして認識する (§1059(a)(2))<sup>(11)</sup>。

§1059 が適用される場合の DRD の取扱い は次頁のように図解できる。

図表 2 §1059 の適用による所得金額の計算



## II. 兄弟会社間の株式譲渡

兄弟会社間の株式譲渡には、取得会社の株式を所有していない譲渡会社からの譲渡と、取得会社の株式を所有している譲渡会社からの譲渡がある。前者はみなし所有規定の適用により発行会社と取得会社をともに支配しているとみなされる株主（譲渡会社）からの発行会社株式の譲渡であり（後述の図表 3 参照）、後者は実際に発行会社と取得会社の株式を支配して

いる株主からの発行会社株式の譲渡である（後述の図表 4 参照）。

いずれの場合も、償還したとみなされる者は、株式の実際の発行会社ではなく取得会社である。

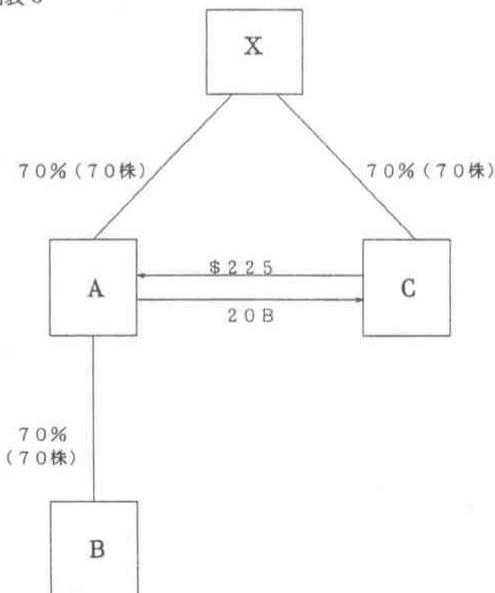
以下、取引のタイプをこの 2 つに区分して当事者の税務上の取扱いをそれぞれ検討する。

### 1. 取得会社の株式を実際には所有していない譲渡会社からの取得 設例の前提条件

- ①取引は §302(b) の要件を満たさない。したがって償還は株式の交換取引ではなく、分配取引となる。
- ②DRD は 80% と仮定する<sup>(12)</sup>。

#### 【設例 1】 E&P が分配額以上の場合

図表 3



米国における関係会社間の株式譲渡に係る税務

(1) 図表の説明<sup>(13)</sup>

- ①XはAの発行済み株式総数100株のうち70株とCの発行済み株式総数100株のうち70株を所有している。
- ②AはBの発行済み株式総数100株のうち70株を所有している。
- ③Aの所有するB株式の1株当たりの税務基礎価額は\$10である。
- ④Cには、分配額以上の十分なE&Pがある。
- ⑤AはB株式20株をCに\$225で売却する。

(2) 税務上の取扱い<sup>(14)</sup>

①Aの課税所得	\$ 45
②AにおけるB株式（譲渡後の50株） の税務基礎価額	520
③CにおけるB株式（譲渡された20株） の税務基礎価額	200

①Cには十分なE&Pがあるので、Aは\$225の配当を受けたとみなされる。したがって、Aは\$45 [ $\$225 - (80\% \times \$225)$ ] の課税所得を認識する。

②§351のみなし取引により、Aは税務基礎価額が\$200（20株のB株式のAにおける税務基礎価額）のC株式を所有するとみなされる。この税務基礎価額はDRDだけ減額されて\$20 [ $\$200 - (80\% \times \$225)$ ] になる。しかし、実際には、AはC株式を所有していないので、減額後のこのC株式の税務基礎価額は、Aが所有する残り50株のB株式の税務基礎価額に含める。したがって、Aが所有する50株のB株式の税務基礎価額は\$520（ $\$20 + \$500$ ）になる。

③Cが受け取ったB株式の税務基礎価額は、\$200である。

【設例 2】 E&P が分配額未満の場合

DRD が償還する株式の税務基礎価額

以下の場合 超の場合

〈ケース 1〉 〈ケース 2〉

〈前提〉 【設例 1】 の前提を一部下記のように修正する。

B 株式の譲渡価額	\$ 1,000	\$ 1,000
B と C 合算の E&P	225	400

〈税務上の取扱い〉

①普通所得	\$ 45	\$ 80
②投資の回収	20	0
③キャピタルゲイン	755	720
④課税所得の合計 (①+③)	800	800

〈ケース 1 の説明〉<sup>(15)</sup>

この取引は §351 取引とみなされるので、A は実際には C 株式を所有していないにもかかわらず、C 株式を所有するとみなされる。この C 株式の税務基礎価額は、A が B に譲渡した B 株式の税務基礎価額 \$ 200 から DRD \$ 180 を控除した \$ 20 になる。したがって、分配額とみなされる売却額 \$ 1,000 のうちこの \$ 20 は投資の回収である。E&P に達するまでの分配額 \$ 225 は配当になるので、残余の \$ 775 から投資の回収額 \$ 20 を控除した額 \$ 755 がキャピタルゲインになる。

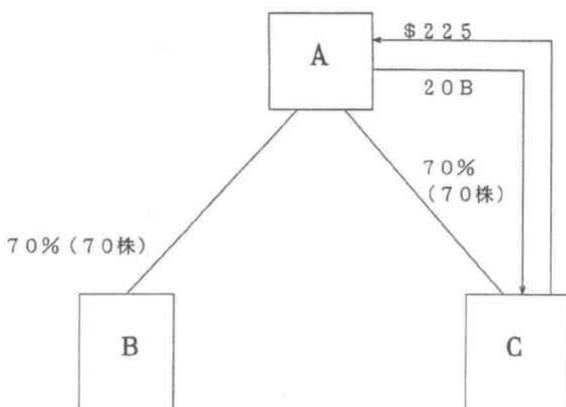
〈ケース 2 の説明〉<sup>(16)</sup>

A は分配額 \$ 1,000 のうち、配当 \$ 400 について DRD \$ 320 を控除した \$ 80 を普通所得として認識する。§1059(a) (2) によれば、DRD が A の所有していた 20 株の B 株式の税務基礎価額を超える額 \$ 120 (\$ 320 - 200) は A のキャピタルゲインである。分配額のうち配当以外の残り \$ 600 (\$ 1,000 - \$ 400) もキャピタルゲインである。したがって、キャピタルゲインの合計額は \$ 720 になる。

2. 取得会社の株式を実際に所有している譲渡会社からの譲渡

【設例 3】 E&P が分配額以上の場合

図表 4



(1) 図表の説明<sup>(17)</sup>

① A は B の発行済み株式総数 100 株のうち 70 株と C の発行済み株式総数 100 株のうち 70 株を所有している。

A の所有する B 株式の 1 株当たりの税務基礎価額は \$ 10 である。

② A は C の発行済み株式総数 100 株のうち 70 株を所有している。

A の所有する C 株式の 1 株当たりの税務基礎価額は \$ 10 である。

③ C には分配額以上の十分な E&P がある。

④ A は B 株式 20 株を C に \$ 225 で売却する。

(2) 税務上の取扱い<sup>(18)</sup>

① A の課税所得	\$ 45
② A における C 株式 (70 株) の税務基礎価額	720

③AにおけるB株式（譲渡後50株）  
 の税務基礎価額 500

④CにおけるB株式（譲渡された20株）  
 の税務基礎価額 200

①Cには十分なE&Pがあるので、Aは\$225の配当を受けたものとみなされる。したがって、DRD後で\$45の課税所得が発生する。

②AがCに譲渡した20株のB株式の税務基礎価額\$200は、CからAへの分配とみなされた額のうち課税されない額が減額されて、C株式の税務基礎価額に加算される。したがって、Aが所有する700株のC株式の税務基礎価額は\$720 [ $\$700 + \$20(\$200 - \$180)$ ]になる。

③譲渡後にAが所有する50株のB株式の税務基礎価額は\$500になる。

④Cが取得した20株のB株式の税務基礎価額は\$200である。

#### 【設例4】 E&Pが分配額未満の場合

##### DRDが償還する株式の税務基礎価額

以下の場合 超の場合

〈ケース3〉 〈ケース4〉

〈前提〉 【設例3】の前提を一部下記のように修正する。

B株式の譲渡価額 \$1,000 \$1,000

BとC合算のE&P 225 400

〈税務上の取扱い〉

①普通所得 \$45 \$80

②投資の回収 720 600

③キャピタルゲイン 55 120

④課税所得の合計(①+③) 100 200

〈ケース3の説明〉<sup>(19)</sup>

Aは分配額\$1,000のうち、配当\$225について、DRD\$180を控除した\$45を普通所得として認識する。Aが実際に所有するC株式の税務基礎価額は\$720 [ $\$700 + (\$200 - 180)$ ]になる。したがってAの投資回収額は\$720、キャピタルゲインは\$55 [ $\$1,000 - (\$225 + \$720)$ ]である。

〈ケース4の説明〉<sup>(20)</sup>

Aは分配額\$1,000のうち、配当\$400についてDRD\$320を控除した\$80を普通所得として認識する。§1059(a)(2)によれば、DRDがAの所有していた20株のB株式の税務基礎価額を超える額\$120 ( $\$320 - 200$ )はAのキャピタルゲインである。分配額の残り\$600 ( $\$1,000 - \$400$ )は、Aが所有するC株式の税務基礎価額\$700を下回るため、投資の回収となる。

ケース3とケース4のいずれにおいても、株主はキャピタルゲインの計算において、償還されるC株式の税務基礎価額の全部が回収されるまで利得を認識しない。これは、償還が§301の分配とみなされる場合には、株主は、同一種類の株式の税務基礎価額を全部回収するまで利得を認識しないという解釈に依拠するものである<sup>(21)</sup>。

### Ⅲ. 親会社株式の子会社への譲渡

親会社株式がその株主から子会社へ譲渡される場合には、当該株式の譲渡は親会社による自己の株式の償還とみなされる。この取扱いの適用上、ある会社が§304(c)に規定する50%の支配要件を満たす場合には、その会社は親会社になる(§1.304-3(a))。§1504(関連法人グループ)に規定する80%の支配要件とは異なることに留意する必要がある。

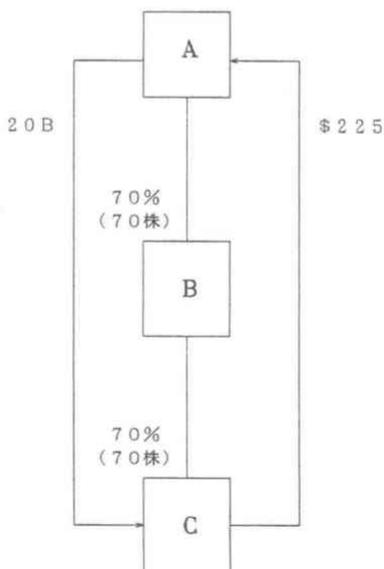
分配とみなされる額が、§302(b)の要件を満たしているかどうかの判定は親会社の株式について行う。分配が§302(d)により§301の分配とみな

される場合には、子会社から受け取った株式の売却価額の全額が、親会社の E&P を限度に株主に対する配当とみなされる。この場合、子会社へ譲渡した親会社株式の税務基礎価額は、株主が所有する残りの親会社株式の税務基礎価額に含める (§1.304-3(a))。

親会社株式がその株主から子会社へ譲渡される場合には、親会社の株主(譲渡者)が償還される親会社の株式を実際に所有している。したがって、§1059 の適用上、兄弟会社間における株式譲渡のように、取得会社が §351 取引で株式を発行し、その株式をすぐさま償還したものととして取引を擬制する必要はない。そのため、1997 年改正法においても、親会社株式の子会社への譲渡については改正がなされなかった<sup>(22)</sup>。

【設例 5】 E&P が分配額以上の場合

図表 5



(1) 図表の説明<sup>(23)</sup>

①A は B の発行済み株式総数 100 株のうち 70 株と C の発行済み株式総数 100 株のうち 70 株を所有している。

A の所有する B 株式の 1 株当たりの税務基礎価額は \$10 である。

②B は C の発行済み株式総数 100 株のうち 70 株を所有している。

B の所有する C 株式の 1 株当たりの税務基礎価額は \$10 である。

③C には分配額以上の十分な E&P がある。

④A は 20 株の B 株式を C に \$225 で売却する。

(2) 税務上の取扱い<sup>(24)</sup>

①A の課税所得	\$ 45
②A における B 株式 (譲渡後の 50 株) の税務基礎価額	520
③C における B 株式 (譲渡された 20 株) の税務基礎価額	225

①この取引は親会社 B からその株主 A への分配とみなされる。C には十分な E&P があるので、A は \$225 の配当を受けたものとみなされる。したがって、DRD 後で \$45 の課税所得が発生する。

②A が C に譲渡した 20 株の B 株式の税務基礎価額 \$200 は、DRD を減額して、残りの B 株式の税務基礎価額に加算する。したがって、A が所有する 500 株の B 株式の税務基礎価額は \$520 [ $\$500 + \$20(\$200 - \$180)$ ] になる。

③C が取得した 20 株の B 株式の税務基礎価額は購入価額の \$225 である (\$1012)。

【設例 6】 E&P が分配額未満の場合

DRD が償還する株式の税務基礎価額

以下の場合 超の場合

〈ケース 5〉 〈ケース 6〉

〈前提〉 【設例 5】 の前提を一部下記のように修正する。

B 株式の譲渡価額	\$ 1,000	\$ 1,000
B と C 合算の E&P	225	400

〈税務上の取扱い〉

①普通所得	\$ 45	\$ 80
②投資の回収	520	500
③キャピタルゲイン	255	220
④課税所得の合計 (①+③)	300	300

〈ケース 5 の説明〉<sup>(25)</sup>

A は分配額 \$ 1,000 のうち、配当 \$ 225 について、DRD \$ 180 を控除した \$ 45 を普通所得として認識する。E&P を超える分配額は A における B 株式の税務基礎価額を限度に投資の回収である。A が所有する残り 50 株の B 株式の税務基礎価額は \$ 520 [ \$ 500 + ( \$ 200 - 180 ) ] になるので、A の投資の回収額は \$ 520 である。したがって、キャピタルゲインは \$ 255 [ \$ 1,000 - ( \$ 225 + \$ 520 ) ] となる。

〈ケース 6 の説明〉<sup>(26)</sup>

A は分配額 \$ 1,000 のうち、配当 \$ 400 について DRD \$ 320 を控除した \$ 80 を普通所得として認識する。§1059(a)(2) によれば、DRD が A の所有していた 20 株の B 株式の税務基礎価額を超える額 \$ 120 ( \$ 320 - 200 ) は A のキャピタルゲインである。分配額のうち、A が所有する B 株式の残り 50 株の税務基礎価額 \$ 500 までは投資の回収である。分配額から配当と投資の回収を控除した額 \$ 100 [ \$ 1,000 - ( \$ 400 + \$ 500 ) ] はキャピタルゲインである。したがって、キャピタルゲインの合計額は

\$220 (\$120 + \$100) になる。

ここでも、キャピタルゲインの計算は、償還された株式と同一種類の株式の税務基礎価額の全部が回収されるまで認識しないという前述した解釈に基づいて行われている。

### おわりに

§304 の取引が株式の交換ではなく、§301 の分配とみなされる場合の分配額の取扱いをケース別に要約して示せば付表 1 のようになる。

まず、譲渡価額を上回る E&P があれば (付表 1 の I 参照)、分配額は全額が配当金になる。したがって、投資の回収額やキャピタルゲインが発生する余地はない。この場合、取引後において A が所有する B 株式の税務基礎価額はケース別に異なる。設例 1 では償還したとみなされる C 株式を A は所有していないので、DRD 減額後の C 株式の税務基礎価額 \$20 を、残りの B 株式の税務基礎価額に加算する。設例 3 では A が C 株式を実際に所有しているので、この \$20 は C 株式の税務基礎価額に加算する。設例 5 では償還されたとみなされる株式は B 株式であるため、DRD 減額後の B 株式の税務基礎価額 \$20 を、残りの B 株式の税務基礎価額に加算する。

なお、C が所有する B 株式の税務基礎価額は設例 1 と 3 では、A が付していた税務基礎価額と同額になり、設例 5 では購入価額となる。

つぎに、譲渡価額が E&P の金額以下の場合には、DRD が償還する株式の税務基礎価額を超えるかどうかで取扱いが異なる。

DRD が償還する株式の税務基礎価額以下の場合には (付表 1 の II 参照)、譲渡価額の合計額は、配当金、投資の回収額及びキャピタルゲインから構成される。譲渡価額のうち E&P までの金額は配当金になる。DRD 控除後の配当金は普通所得である。譲渡価額から配当金 (DRD 控除前) を控

除した残額のうち DRD 控除後の株式の税務基礎価額が投資の回収額となる。これを上回る金額はキャピタルゲインである。

キャピタルゲインの金額は投資の回収額の大きさに左右され、投資の回収額が大きければキャピタルゲインの金額は小さくなるという逆相関関係にある。実際に償還される株式を所有しない設例 2 においては、償還されたとみなされる株式の税務基礎価額のみが投資の回収額になる。しかるに償還される株式を実際に所有している設例 4 と 6 の場合には、償還される株式のみでなく、株主が所有する同一種類の株式の全部の税務基礎価額を投資回収額として扱うことができる。そのため、投資の回収額は大きくなり、キャピタルゲインは小さくなる。

付表 1 の II は、投資の回収額とキャピタルゲインの合計額 \$ 775 は、譲渡価額 \$ 1,000 から配当金 \$ 225 を控除した金額に一致することを示している。

また、DRD が償還する株式の税務基礎価額を超える場合には（付表 1 の III 参照）、その超過額（本設例では \$ 120）はキャピタルゲインになる。したがってキャピタルゲインの金額は、譲渡価額から配当金及び投資の回収額を控除した残額に、この超過額を加算した金額となる。付表 1 の III において、投資の回収額とキャピタルゲインの合計額 \$ 720 が、譲渡価額から受取配当金を控除した残額 \$ 600 を、\$ 120 だけ上回っているのはこのためである。

S304 は、わが国企業にとっては馴染みがない規定だけに、とかく見落としがちである。わが国企業が米国子会社の再編成を行う場合には、S304 の適用の有無に十分留意すべきである。

#### 注

- (1) Joint Committee on Taxation, General Explanation Enacted in 1997, CCH INCORPORATED, 1997, p. 207.
- (2) Boris I. Bittker & James S. Eustice, Federal Income Taxation of Corpora-

- tions and Shareholders (Sixth Edition), Warren Gorham & Lamont, 1994, pp. 9-67.
- (3) *Ibid.*, pp. 9-66.
- (4) Dave N. Stewart, Boyd C. Randall, and Robert I. Gardner, Extraordinary Dividends After TRA '97, *Journal of Corporate Taxation*, Autumn 1998, p. 265. fn. 25.
- (5) 外国会社は連結納税グループのメンバーではない。したがって、§304 は外国の関係会社間の株式譲渡や、米国の関係会社と外国の関係会社との間の株式譲渡にも適用がある。(Amy F. Eisenberg, Section 304 Before and After TRA '97, *Journal of Corporate Taxation*, Spring 1999, p. 26)
- (6) §304 が適用される場合のキャピタルロスの取扱いについては次の文献参照のこと。David B. Friedel, Virtual Stock Sales Under Section 304: Wrestling With the Aftermath of TRA '97, *Journal of Taxation*, September 1998, pp. 158-160.
- (7) Amy F. Eisenberg, *op. cit.*, p. 23.
- (8) DRD の控除割合は株式の所有割合により次のように異なる (§§243(a), 243(c))。
- (1) 株式の所有割合が 20%未満の場合は受取配当金の 70%
  - (2) 株式の所有割合が 20%以上 80%未満の所有割合の場合は受取配当金の 80%
  - (3) 株式の所有割合が 80%以上の場合は受取配当金の全額
- (9) Amy F. Eisenberg, *op. cit.*, p. 30.
- (10) 特別配当金とは、原則として、所有株主の株式の税務基礎価額の 10%以上(優先株式の場合は 5%以上)の配当をいう (§1059(c)(1),(2))。法人が、配当宣言日前に 2 年を超えていない株式について特別配当金を受け取ると、当該株式の税務基礎価額は配当金のうち課税されなかった金額だけ減額しなければならない (§1059(a)(1))。従来、§304 の償還による分配に §1059 の適用があるかどうかは必ずしも明らかでなかったが (Amy F. Eisenberg, *op. cit.*, p. 25. 参照)、1997 年改正法によりその適用が明確にされた。
- (11) 1997 年改正法前においては、課税されなかった配当金の額が当該株式の帳簿価額を超過する場合には、その超過額は株式を売却する課税年度のキャピタルゲインとなった。そのため、その超過額は当該株式を実際に売却するまで課税を繰り延べることができた (1997 年改正法前の §1059(a)(2))。
- (12) DRD の額の決定に際して取得会社の株主(譲渡会社)に §318 のみなし所有規定を適用すべきであるという見解に従った。この見解によれば、A は X を媒

介にしてCの株式を70%所有しているとみなされるのでDRDの額は80%になる。みなし所有規定の適用がなければAはCの株式を所有していないのでDRDの額は70%となろう。

この問題については次の文献参照のこと。Amy F. Eisenberg, *op. cit.*, pp. 32-33., David B. Friedel, *The Labyrinth of Sections 304 and 1059—New Fictions Create Real Questions*, *Journal of taxation* August 1998, pp. 81-82.

David B. Friedel, *Virtual Stock Sales Under Section 304: Wrestling With the Aftermath of TRA '97*, *op. cit.*, pp. 155-156.

(13) Dave N. Stewart, Boyd C. Randall, and Robert I. Gardner, *op. cit.*, p. 264.

(14) *Ibid.*, p. 269.

(15) *Ibid.*, p. 271 & p. 273.

(16) *Ibid.*, pp. 271-272, & p. 273.

(17) *Ibid.*, p. 265.

(18) *Ibid.*, pp. 269-270.

(19) *Ibid.*, p. 272 & p. 273.

(20) *Ibid.*, p. 272 & p. 273.

(21) David B. Friedel, *Virtual Stock Sales Under Section 304: Wrestling With the Aftermath of TRA '97*, *op. cit.*, p. 170. なお、ピーター・P・ワイデンブルック、カレン・C・パーク著、高橋真一訳『アメリカ法人税法』木鐸社、1996年、112頁にも次の記述がある。「法律上、完全に明らかではないが、法律の文言からは、株主は、分配額を、(償還された株式だけでなく)その所有する全ての株式に対するものと扱って、全ての株式の取得原価の合計額を超えた部分のみを、キャピタル・ゲインと扱うことができる。」

(22) Dave N. Stewart, Boyd C. Randall, and Robert I. Gardner, *op. cit.*, p. 270.

(23) *Ibid.*, p. 266.

(24) *Ibid.*, p. 270.

(25) *Ibid.*, p. 272 & p. 273.

(26) *Ibid.*, p. 272 & p. 273.

米国における関係会社間の株式譲渡に係る税務

付表1 ケース別の課税所得比較表

I. 譲渡価額 \$ 225, E & P \$ 225 以上

設例番号	A の課税所得	取引後において	
		A が所有する B 株式 の税務基礎価額	C が所有する B 株式 の税務基礎価額
1	\$ 45	B 株式 \$ 520	\$ 200
3	45	B 株式 500 (C 株式 720)	200
5	45	B 株式 520	225

II. 譲渡価額 \$ 1,000, E & P \$ 225

設例番号	普通所得	投資の回収	キャピタルゲイン	課税所得の合計 <sup>(注2)</sup>
2-1 <sup>(注1)</sup>	\$ 45	\$ 20	\$ 755	\$ 800
4-3	45	720	55	100
6-5	45	520	255	300

III. 譲渡価額 \$ 1,000, E & P \$ 400

設例番号	普通所得	投資の回収	キャピタルゲイン	課税所得の合計
2-2	\$ 80	\$ 0	\$ 720	\$ 800
4-4	80	600	120	200
6-6	80	500	220	300

(注1) 設例番号 2-1 とは設例 2 の〈ケース 1〉のこと。以下同じ。

(注2) 普通所得とキャピタルゲインの合計額